

## 《基本的考え方》

高齢者、障害者等が、駐車場や建築物の出入口から客席・観覧席まで円滑に移動し、かつ、舞台やスクリーン等が見やすい位置とし、客席の選択が可能となるよう配慮が必要となります。

### 【1】車椅子使用者用の客席

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準(努力義務)

	【 1 】 <b>単 尚 チ 使 用 有 用 の 各 席</b>		
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例	
対象 	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集 会場又は公会堂の客席の部分	-	
設置数	車椅子使用者用の客席を1以上設ける こと。	-	
	客席の総数が 200 以下の場合は当該 客席の総数に 1/50 を乗じて得た数 以上、客席の総数が 201 以上の場合		
	は当該客席の総数に 1/100 を乗じて 得た数に 2 を加えた数以上の車椅子使	-	
	用者用の客席を設けるよう努めるこ と。(端数切上)		
大きさ 	奥行きを 120cm 以上、幅を 90cm 以上とすること。	-	
経路	客席の部分の移動等円滑化経路を構成 する出入口から車椅子使用者用の客席 までの経路の幅は、120cm以上とす ること。	-	
	客席の部分の移動等円滑化経路を構成 する出入口から車椅子使用者用の客席	-	
	までの経路に高低差がある場合は、令 第 11 条第 1 号並びに令第 1 8 条第 2 項第 4 号イ及びロに定める基準に適合 する傾斜路を設けること。	-	
	・令第 11 条第 1号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい 材料で仕上げること。 ・令第 18 条第 2 項第 4 号イ		
	幅は、階段に代わるものにあっては 120cm以上、階段に併設するものに あっては90cm以上とすること。 ・令第18条第2項第4号ロ	-	
	うま 10 未第 2 頃 第 4 号 ロ		

#### 《解説》

【設置数】観覧等や客席の選択のため、車椅子使用者用の客席を最低1以上設けることとし、客席の総数に応じて、車椅子使用者用の客席を一定数以上設けるよう努める。また、「客席の総数」には、固定式客席のほか可動式客席を含む客席数を含む。

【大きさ】車椅子使用者が容易に停車できる大きさとする。

【経路】車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、幅員 120 cm 以上を確保し、段差がある場合は傾斜路を設ける。

#### 《望ましい整備》

- ・客席から舞台までの経路に段が設けられている場合は、段差解消機や傾斜路の設置等を行 う。
- ・乳幼児を連れた利用者や発達障害者等が、安心して観覧するために利用できる区画された部屋(センサリールーム等)を設ける。
- ・車椅子使用者用客席の中又は近くに、可動式の客席など、車椅子使用者以外の者(同伴者を含む)も利用できる客席を同数整備する。
- ・通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障害者等が利用しやすいようはね上げ式とする。
- ・車椅子使用者用の客席から車椅子使用者のサイトラインを確保する。
- ・IPC(国際パラリンピック委員会)が策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に規定する、総客席数に対する下記(1)~(3)の比率以上の車椅子使用者用客席を整備する。(宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)に限る。)

なお、多数の車椅子使用者が観覧する場合や同伴者と観覧する場合に対応できるよう、専用スペースと可動席スペースを組み合わせ、複数の位置から座席の選択が可能となるように設ける。

(1)全スポーツイベント会場:0.50%

(2)オリンピック大会会場 : 0.75%

(3)パラリンピック大会会場:1.0~1.2%

### 【2】難聴者用の客席

T - T M 10 H 10 - M 11		
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会 場又は公会堂の客席の部分	-
設置数	客席の総数が 200 以下の場合は当該 客席の総数に 1/50 を乗じて得た数 以上、客席の総数が 201 以上の場合 は当該客席の総数に 1/100 を乗じて 得た数に 2 を加えた数以上の客席に、 難聴者の聴力を補うための装置を設け るよう努めること。(端数切上)	-

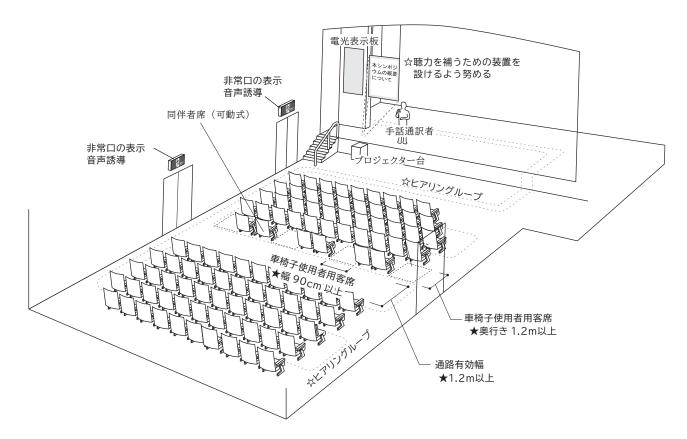
#### 《解説》

【設置数】観覧等や客席の選択のため、客席の総数に応じて、難聴者用の客席を一定数以上及び「難聴者用の聴力を補うための装置」として、ヒアリングループや FM 補聴装置等を設けるよう努める。また、「客席の総数」には、固定式客席のほか可動式客席を含む客席数を含む。

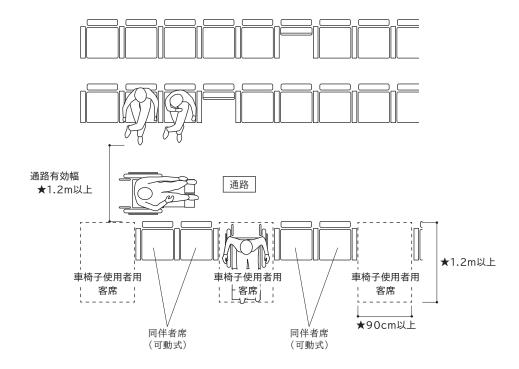
#### 《望ましい整備》

・聴覚障害のための手話もしくは文字情報装置を設ける。

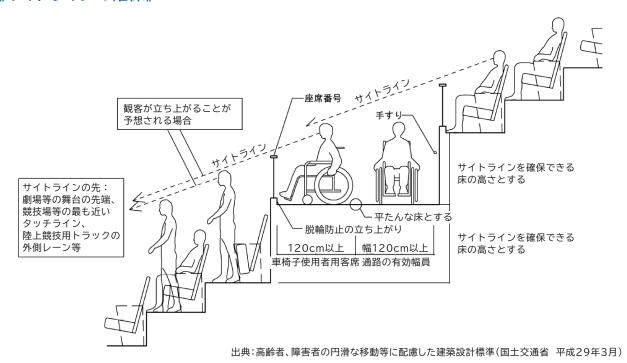
## 《客席の例》



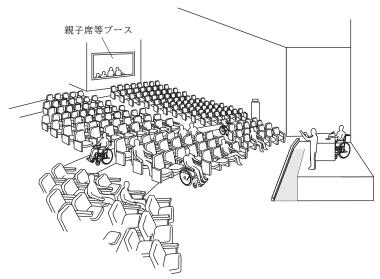
# 《車椅子使用者用客席の広さ》



# 《サイトラインの確保》



# 《親子席等ブースの例》





▲ 客席から見た親子席等ブース



▲ 親子席等ブースから見た客席